

事務連絡
令和2年8月31日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

新型コロナウイルス感染症の拡大等を受けた技能実習生の
在留諸申請の取扱いについて（その2）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについては、令和2年4月1日付け事務連絡でご連絡したところですが、この取扱いについて、8月12日からその内容が一部変更され、新型コロナウイルスの影響で技能実習を終えても帰国できない外国人については、従前と同一の業務での就労に加え、従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に係る業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。）」で就労することも可能とされています。

なお、本国への帰国が困難な外国人の方は、「特定活動（6か月・就労可）」への在留資格の変更が可能となり、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることも可能となっています（現時点では1年間上限）。

つきましては、貴協会の会員各企業の皆様に、別添の取扱いについてご周知いただき、取組が円滑に進みますよう、御配慮のほどよろしくお願いいたします。

以上

担当：労働部 古田、吉田

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

①本国への帰国が困難な方

- ⇒ 「**特定活動（6か月・就労可）**」又は「**特定活動（6か月・就労不可）**」への**在留資格変更が可能**です
- ※ 「特定活動（6か月・就労可）」は、従前と同一の業務（注）で就労を希望する方に限ります。
 - （注）従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。）」で就労することも可能です（8月12日追加）
 - ※ **帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能**です

②技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

- ⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「**特定活動（4か月・就労可）**」への**在留資格変更が可能**です
- ※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

③実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

- ⇒ 特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、「**特定活動（最大1年・就労可）**」への**在留資格変更が可能**です

【以下については**技能実習2号を修了される方**へのご案内です】

④「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

- ⇒ 移行準備の間、「**特定活動（4か月・就労可）**」への**在留資格変更が可能**です
- ※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、**必要書類を簡素化しています**
 - ※ 「技能実習3号」を修了される方も対象となります
 - ※ 既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html

⑤「技能実習3号」への移行を希望される方

- ⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「**技能実習3号**」への**在留資格変更が可能**です
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html

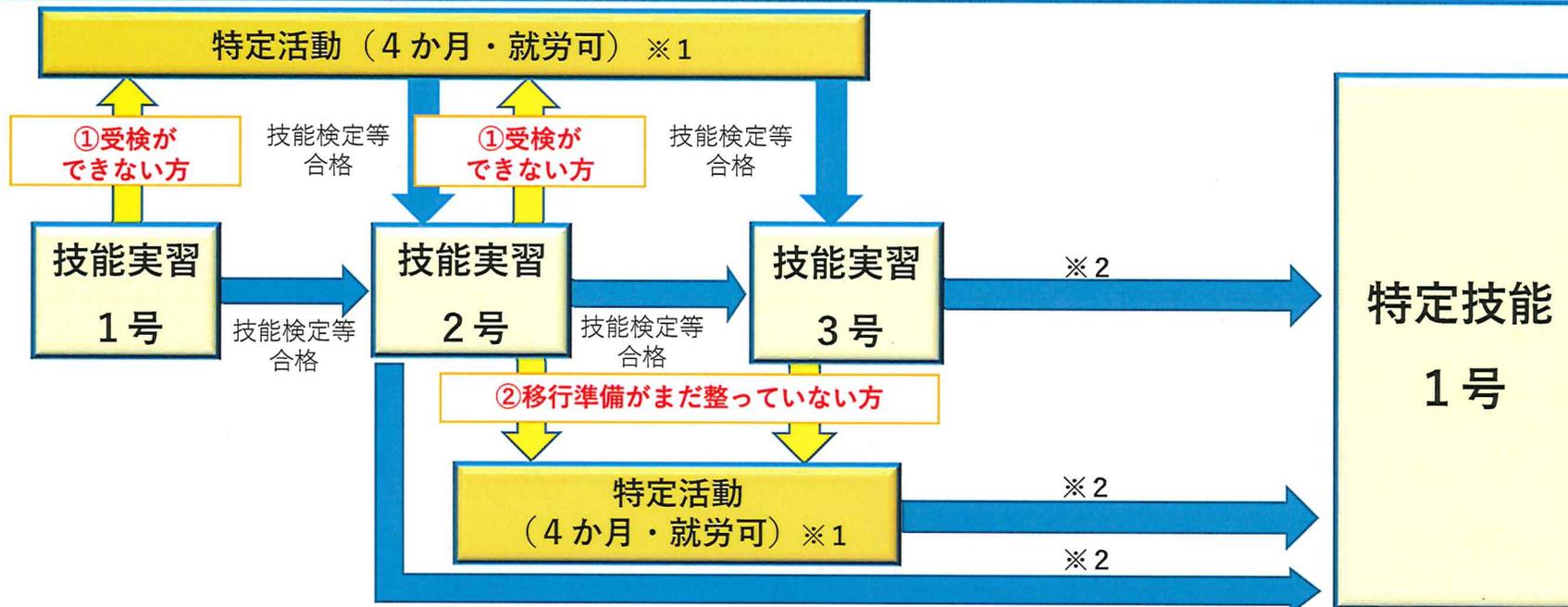
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて（チャート図）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



2. 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です。

3. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、本国への帰国が困難な方は、「特定活動（6か月・就労可）」※3等への在留資格変更が可能です（帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。）。

※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。

※2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除されます。

※3 従前と同一又はこれに関係する業務で就労を希望する場合に対象となります（従前と異なる受入れ機関においても就労が認められます。）。

技能実習生に係る新型コロナウイルス感染症への対応について（抄）

Q1 技能実習を終了したが、新型コロナウイルス感染症の影響で本国に帰国できない場合はどうしたらよいか。

A1 帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる技能実習生については、滞在費支弁等のための就労を希望する場合には「特定活動（就労可）（6月）」への在留資格変更を認めているほか、帰国できる環境が整うまでの一時的な滞在のため、「特定活動（就労不可）（6月）」（以前は「短期滞在」）への在留資格変更が認められます（※5月21日変更点：在留資格・在留期間を「特定活動（6月）」としました。）。

上記「特定活動（就労可）（6月）」については、従前の実習実施者又は従前の実習実施者での就労継続が困難な場合は新たな受入れ機関（技能実習生の受入実績のあるものに限る。）との契約（※）に基づき、「技能実習」で在留中の実習内容と原則として同種の業務に従前と同等額以上の報酬で従事するものである必要があります。）。

申請に当たっては、帰国が困難であることについて合理的な理由があること等を確認できる資料及び理由書等をご準備いただく必要があります。詳しくは、技能実習生の住居地を管轄する地方出入国在留管理官署に御相談ください。

（※）職業安定法に基づく職業紹介事業の許可を受けずに、本件技能実習を終了した者と新たな受入れ機関との間での雇用契約の成立をあっせんすると、職業安定法違反となるおそれがありますので、十分に注意してください。

Q2 Q1の場合、「技能実習」で従事した業務と同種の業務での受入れ先が見つからない場合はどうしたらよいか。

A2 Q1の場合において、従前と同種の業務（「技能実習」で従事していた職種・作業。以下同じ。）での受入れ先の確保に努めたものの、これを確保することができない場合は、従前と同種の業務に関する業務（※）

であれば、同様に「特定活動（就労可）（6月）」への在留資格変更が認められます。

（※）技能実習で従事していた職種・作業が属する技能実習法施行規則別表第二の各表内の職種・作業（「七その他」を除く。）

例：「技能実習」で従事した業務が「職種：耕種農業作業：施設園芸」の場合、以下の職種・作業が関係する業務となります。

→「職種：耕種農業作業：畑作・野菜，果樹」

→「職種：畜産農業作業：養豚，養鶏，酪農」

帰れぬ技能実習生2万人

コロナ禍 支援少なく困窮も

外国人技能実習を終えて本来は帰国するはずなのに、コロナ禍で帰れない実習生が急増している。法務省出入国在留管理庁によると、母国の入国制限などで帰国困難な人は約2万人にのぼる。集計し始めた6月中旬から約6千人増えた。滞在期間が長引き、生活費も少なくなるなかで追い詰められる人もいる。

新型コロナウイルスの感染拡大で入国制限を続ける国は多い。同庁によると、

7月24日時点で帰国困難なのは1万9600人。実習生は全体で約41万人いて在留期間は順次終了するため、帰国困難者はこれから増えそうだ。

実習生は監理団体が窓口になり企業側に送り込んでいく。最長5年の実習期間を終えると在留資格がなくなり原則として帰国しなければいけない。ルールでは監理団体が旅費を負担することになっているが、帰国までの生活費を誰が支援す

るのかは不明確だ。

雇用調整助成金などを利用して企業は雇用を守ろうとするが、実習を終え働いていない人も約1100人いる。監理団体や企業側に支援を求めても十分には対応してくれず、困窮する事例も相次ぐ。

トヨタ自動車系の部品メーカー、フタバ産業(愛知県岡崎市)の中国人実習生24人は、5月初めの帰国ができなくなった。地元の労働組合に助けを求め、監理

外国人技能実習制度
途上国に日本の技能を移転する名目で1993年に始まった。建前は実習だが日本の人手不足が深刻化するなか、低賃金で働く労働

者を確保する手段となっている。実習期間は2017年に最長3年から5年に延びた。法務省出入国在留管理庁は、帰国困難者に在留期間を延長するなどの臨時措置をとっている。

団体と会社側と交渉した。フタバが当面2カ月分の生活費として払ったのは1人あたり1万円。会社側は生活費に2カ月で1人15万円かかる試算し、国の特別定額給付金10万円分と会社の寮費など4万円分を差し引いていた。

「交渉の中で会社から『もう辞めたから支援する義務はない』と言われたのが納得できなかった」。工場で約3年間働いていた劉震さん(25)は嘆く。24人の

月給は手取りで10万〜15万円ほど。帰る直前に欠航となり手元にお金はほとんどなく、1日2食に切り詰めたこともあったという。国会でこの問題が取り上げられたこともあり、フタバと監理団体は実習生に見舞金を払うことで和解した。金額は明らかにされていない。フタバは「日本に

いる間の生活費と帰国後に必要な費用などを見直した」と説明する。劉さんを含む16人は2日に帰国、残る

8人も9日に戻る予定だ。フタバは東証1部上場の大手企業だが、中小企業には支援する体力がないところもある。寮を出され生活がままならない人も少なくない。

兵庫県の中小の自動車部品メーカーで働いていたベトナム人のティンさん(32)は、大阪市のマンションの一室で仲間3人と暮らしている。家賃と光熱費は監理団体が負担するが、食費は自分たちでやりくりする。ベトナムへの帰国便は月2回ほどあるが、搭乗人数は制限され、高齢者や大使館関係者らが優先される。いつ帰国できるかわからず、生活費がいつまでもつか不安だ」と漏らす。

「国が支援を」

外国人労働問題に詳しい神戸大の齊藤善久准教授(労働法)は「日本は労働力不足を埋めるため、国策

として実習生を受け入れてきた。帰国できなくなった人が生活に困らないように、国が実態を把握したうえで責任を持って支援するべきだ」と指摘する。

(編集委員・堀籠俊材)